

景品を規制する法律には

1 景品表示法ってなに？

正式には不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律 134 号）といい、商品や役務の取引に関して、一般消費者が自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある「過大な景品」を制限及び禁止し、一般消費者の利益を保護することを目的とした法律です。

2 景品類とは？

顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する物品や金銭など、経済上の利益を指します（値引き、アフターサービス等は除きます）。

◎経済上の利益

物品及び土地、建物その他の工作物、金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券、きょう応、便益、労務その他の役務

3 景品類の種類は？

景品類の種類は大きく分けて3つあります。

①一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することを「懸賞」といい、共同懸賞以外のものが一般懸賞です。

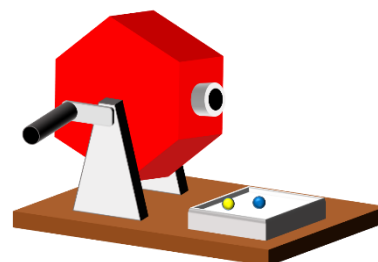
懸賞による取引価額	一般懸賞における景品類の限度額	
	最高額	総額
5,000 円未満	取引価額の 20 倍	懸賞に係る売上予定総額の 2 %
5,000 円以上	10 万円	

例) 1,000 円以上の購入者に対して、くじを引いてもらい、当選者に店舗の商品を提供する（取引価格は 1,000 円）。

例) カードゲームの大会において、優勝者と準優勝者に対して、景品を提供する（取引価格は、大会の参加料）。

例) 映画館において、チケットの購入に関わらず来店者にくじを引いてもらい、当選者に上映予定の映画のチケットを提供する（取引価格は 100 円又は通常取引価格の最低のもの）。

※商品・サービスの購入を条件とせずに、店舗への来店者に対して景品類を提供する場合の取引の価格は、原則として 100 円となります。ただし、当該店舗において通常行われる取引の価格のうち最低のものが 100 円を超えると認められるときは、当該最低のものを取引の価格とすることができます。なお、この考え方は、懸賞、総付景品のいずれの方法で景品類を提供する場合でも同様。



②共同懸賞

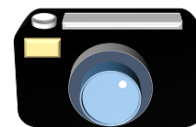
商店街や一定の地域（市町村等）の事業者又は同業者の相当多数が共同して行う懸賞のことです。

共同懸賞における景品類の限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず 30 万円	懸賞に係る売上予定総額の 3 %

例) 商店街（50 店舗）の夏祭りにおいて、懸賞に参加する小売店 30 店舗が、来店者に福引きを引いてもらい、当選者に景品を提供する。

例) 同じ屋号の本館と別館の隣接した 2 つのテナントビル（合計 40 店舗）が商店街を形成している場合において、懸賞に参加する小売店 30 店舗が来店者にくじを引いてもらい、当選者に景品を提供する。

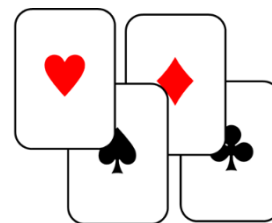
例) ある市にあるカメラメーカーが共同して、カメラ祭りを開催し、商品を購入した人にくじを引いてもらい、当選者に景品を提供する。



◎「カード合わせ」の方法を用いた懸賞による景品の提供の禁止

「A・B・C・DをそろえるとEがゲットできる」というように 2 以上の異なる絵柄等の特定の組み合わせを揃えた場合に特別なアイテム等を提供するもの。欺瞞性が強く、射幸心をあおる度合いが著しいとして、方法自体を禁止しています。

例) オンラインゲームの有料ガチャにおいて、何種類かの特定のアイテムをそろえると、限定アイテムが別途提供される。



③総付（そうづけ）景品

懸賞によらず、商品・サービスの利用者や来店者にもれなく提供する景品類のことです。申込み順や来店の先着順により提供される景品類も総付景品に該当します。

総付景品の限度額	
取引価額	景品類の最高額
1,000 円未満	200 円
1,000 円以上	取引価額の 10 分の 2

例) 新聞紙面に飲料メーカーAの飲料を扱っている飲食店を掲載し、これらの飲食店で「新聞を見た」というと、もれなくジュース 1 本をプレゼントする（取引価格は 100 円又は通常の見込み価格の最低のもの）。

例) 商業施設で、20 回来店した人にもれなくプレゼントを渡す（取引価格は、見なし価格で 100 円。100 円×20 回で 2,000 円）。

例) 昨年 1 年間に 10 万円分以上商品を購入した顧客を対象に「お客様感謝デー」を実施し、来店者にもれなくプレゼントを渡す（取引価格は 100 円又は通常の見込み価格の最低のもの）。

例) ショッピングセンターで、来店の上、マスコットキャラクターと写真撮影し、SNS にアップすると、先着 50 名様にインフォメーションセンターでクリアファイルをプレゼントす

る（取引価格は100円又は通常の実売価格の最低のもの）。

★次のようなものについては、景品規制は適用されません。

- ・商品の販売・使用、サービスの提供に必要な物品又はサービス

例) 重量家具の配送、講習の教材、交通の不便な場所にある旅館の送迎サービス等。

- ・見本その他宣伝用の物品又はサービス

例) 食品や日用品の小型の見本・試供品、社名入りのカレンダー、ジムの一日無料体験等。



- ・自己の供給する商品・サービスで使用できる割引券、開店披露や創業記念等で提供される記念品又はサービス

例) ○○円以上お買い上げの方に、次回の買い物の際に使用できる××円引き券を提供（ただし、○○%割引券のように、購入金額によって割引金額が異なる場合は総付景品が適用される。また、用途が限定され特定の商品の引換券としてしか機能しないものも景品規制の適用除外とはならない）。

(参考) オープン懸賞

商品・サービスの利用や来店を条件とせず、誰でも応募できる懸賞です。(景品規制適用対象外)

オープン懸賞が提供できる金品等の最高額
上限なし

例) 新聞広告にクイズを掲載し、応募者の中から、抽選でクイズの正解者1名に車をプレゼントする。

※オープン懸賞を行う場合は、取引に付随しないことが前提条件となっていますので、応募の条件が部分的にせよ取引に付随していれば、提供する経済上の利益は景品表示法上の景品類に該当することとなり、懸賞制限告示により規制されます。